

公募型プロポーザル方式による提案書募集の実施

佐野ラーメンデジタルマーケティング業務委託について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告します。

令和8年9月7日

佐野市長 金子 裕

1 業務名、業務内容、履行期間

- (1) 業務名 佐野ラーメンデジタルマーケティング業務委託
- (2) 業務内容 「佐野ラーメンデジタルマーケティング業務内容説明書」に掲げる業務
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月19日まで

2 提案限度価格等

- (1) 提案限度価格
2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものです。ただし、見積書を提出する際は、提案限度価格を超えることはできない。
- (2) 最低制限価格 無

3 提案書提出者に要求される資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当するものでないこと。
- (2) 佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成17年佐野市告示第154号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度佐野市物品等競争入札参加資格者名簿で「大分類R（広告、催事等）」のうち「小分類2（広告）」に登録されている者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。

4 候補者を特定するための評価基準

- (1) 提案評価 業務の実施方針、理解度、提案内容及び実施体制
- (2) 価格評価
- (3) プレゼンテーション

5 手続等

- (1) 説明書等の配布方法 応募者は、説明書等を佐野市のホームページからダウンロードすること（アドレス <http://www.city.sano.lg.jp/>）。

(2) 参加表明書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限 令和8年9月18日(金)午後5時15分まで(必着)

イ 提出場所 5(4)に同じ。

ウ 提出方法

- ① 持参又は郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」「簡易書留」「配達記録」のいずれかの方法によるものとする。
- ② 持参による場合は、佐野市の休日を定める条例(平成17年佐野市条例第2号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和8年10月1日(木)午後5時15分まで(必着)

イ 提出場所 5(4)に同じ。

ウ 提出方法

- ① 持参又は郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」「簡易書留」「配達記録」のいずれかの方法によるものとする。
- ② 持参による場合は、休日を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。

エ 提出部数 提案書等の提出部数は、正1部、副10部とする。なお、別記様式第4号は、正に1部添付すること。

(4) 担当課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

佐野市産業文化スポーツ部観光推進課観光推進係

TEL 0283-27-3011(直通)

FAX 0283-20-3029

e-mail : kankous@city.sano.lg.jp

6 その他

- (1) 本業務における契約保証金は免除する。
- (2) 契約書作成の要否：要
- (3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は提案書は、無効とする。
- (4) 提案に対するプレゼンテーションを実施する。
- (5) その他詳細は実施要項・実施内容説明書による。